

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 工藤俊雄  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
(会員の購読料は会費の中に含む)

MAY 2016  
VOL.574

5



## ●2016 5月号 CONTENTS●

着任のごあいさつ.....2	化学物質管理者養成研修会.....11
茨城地方最低賃金審議会委員に厚生労働大臣感謝状の授与...5	労働保険の年度更新について.....12
家内労働安全衛生指導結果.....5	二次健康診断等給付(労災保険給付)のご指導を.....13
職場の熱中症予防対策は万全ですか?.....6	平成27年 県内の労働災害発生状況.....14
男女均等な採用選考ルール.....8	県内の労働災害発生状況 速報.....15
全国安全週間準備打合せ日程.....9	5月は労働保険料滞納整理強化月間.....15
受験準備講習会の開催について.....9	平成28年 死亡災害発生状況.....15
平成28年度 第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会...10	講習会のご案内.....16

# 着任のごあいさつ



茨城労働局 労働局長

**西井 裕 樹**

この度、4月1日付けをもちまして、茨城労働局長を拝命いたしました西井裕樹です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は茨城県での勤務は初めてですが、これまで笠間、大洗、那珂湊、袋田の滝やひたち海浜公園などを訪れたことがあり、茨城は衣食住の3つがそろった非常に良い環境にあると思っています。

さて、県内の雇用情勢は雇用・所得環境の改善が続く中で成長戦略等の各種政策の効果もあり一部に厳しさがみられるものの改善が進んでおり、平成28年2月の有効求人倍率は1.19倍(全国1.28倍)となっております。

また、平成27年における県内の労働災害は、死傷者で2,870名と前年より14名の減、うち死亡者は33名と同7名の減となりました。

平成28年度は、第12次労働災害防止計画の4年目となります。

今年度は、重点業種への労働災害防止対策を引き続き進めるとともに、死傷者数が多い交通労働災害、転倒災害についても業種横断的な対策に努めてまいります。

さらに長時間労働対策をはじめとする過重労働防止対策や各種の雇用対策を積極的に進めていく必要があります。

これは、働く方々の労働災害の発生防止や健康確保等のみならず、持続的な経済成長のため、「多様な働き方が可能な社会」と「ワーク・ライフ・バランスの確保された社会」を目指していくことです。

この実現のため、茨城の地で、微力ではございますが精一杯努力をして全力で職務に励む所存でございますのでよろしくお願いいたします。

なお、これらの課題に対応すべく「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「ワーク・ライフ・バランスの実現」などを推進し、男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、この4月から労働局の新たな組織として雇用環境・均等室を設置し、総合的な行政事務をワンパッケージで効果的に実施していくこととしています。

皆様におかれては、引き続き、茨城労働局、労働基準監督署、ハローワークの業務につきまして、一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人茨城労働基準協会連合会及び地区労働基準協会並びに会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



茨城労働局 総務部長

**小 山 英 夫**

この度、4月1日付けをもちまして茨城労働局総務部長を拝命いたしました小山英夫です。茨城県の勤務は初めてとなります。これから皆様方のご指導等いただきながら業務に努めてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

さて、平成28年度において茨城労働局では、1「全員参加の社会」の実現加速として、若者・高齢者・障害者の雇用対策の推進、正社員雇用の拡大等、女性の活躍推進を、2公正、適正で納得して働くことのできる環境整備として、働き方改革の実現、過重労働解消に向けた取組の推進、労働条件の確保・改善、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり等に重点的に取り組むこととしております。

特に貴連合会には労働関係法令の普及等について日ごろから大変お世話になっております。当

局では特に大学生、高校生に対して労働基準法をはじめとする労働関係法令の必要性の周知を行ってまいります。貴連合会には企業への周知含め、引き続き連携を図っていただくとともに、その他の各種施策の推進にあたりましても、茨城労働局各部署が連携して対応して参りますので、本年度も変わらぬ、ご理解ご協力のほどをお願いいたします。

最後になりますが、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様の益々のご発展を祈念し、着任のご挨拶とさせていただきます。



筑西労働基準監督署長

宮崎 ひろみ

平成28年4月1日付けで筑西労働基準監督署長に着任いたしました。

筑西労働基準監督署での勤務は20年近く前の下館労働基準監督署と呼ばれた時代に勤務して以来です。十年一昔と言いますが、本当に久しぶりです。

現在筑西労働基準監督署の管轄区域は筑西市、桜川市、下妻市、結城市、八千代町の4市1町ですが、当時は笠間市も管轄区域でした。

当時と現在とでは管轄区域が異なるので単純に比較することは出来ませんが、その頃の統計数値と比較したところ、当時は労働関係法令違反の申告が年間60件から90件台で推移しておりました。その頃と比べますと、近年の申告件数は半分くらいに減っています。内容的には解雇や賃金未払いが多いというのは今も昔もそれほど変わりませんが、最近は残業代に関する申告が増えているようです。

労働災害に関しては、休業4日以上労働災害は着実に減少しており、当時は400人台で推移していたものが、近年は300人台で推移し、去年は200人台(280人)と大幅に減少いたしました。因みに亡くなられたのは1人でした。当時は製造業や建設業での労働災害が産業全体の大部分を占め

ていましたが、近年は製造業や建設業での労働災害が目に見えて減少し、三次産業での労働災害が占める割合が著しく増えています。

その時々によって我々労働基準行政に求められる課題も違ってくるのは言うまでもありませんが、職員一同、適切かつ迅速な業務運営に努めていくのは当然のこととして、メリハリを付けた行政運営を心がけて参りたいと思います。

皆様にはこれからも引き続き労働基準行政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、着任のご挨拶とさせていただきます。



常総労働基準監督署長

関 英 之

4月1日付けをもちまして常総労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

当署での勤務は初めてとなりますが、去年は関東東北豪雨により多くの事業場、住民の方々が被災され、また豪雨では当署も浸水被害に見舞われ、機械類が水没し、一時、仮庁舎としてポリテクセンター茨城の一室をお借りしての執務を余儀なくされました。

現在は、無事、本庁舎への復帰を終え、通常執務を行っております。利用者の皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけしました。

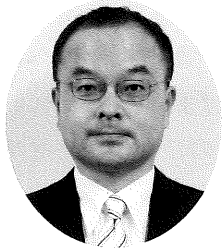
管内では、いまだに災害復旧工事が見受けられるところですが、工事での労働災害防止についてもパトロールの実施等を通じ、取り組んでまいる所存です。

さて、平成27年の労働災害発生状況ですが、休業4日以上死傷件数は279件で、前年と比較して42件の大幅減少となりましたが、第12次労働災害防止5か年計画の27年の目標件数である265件を下回ることはできませんでした。

また、県内の景気は改善が進んでいますが、賃金不払い、サービス残業や過重労働といった相談情報が依然として寄せられています。

このような状況の中、安全で安心して働ける職場環境の実現のため、職員一丸となって職務を遂行してまいりますので、会員事業場の皆様には、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



龍ヶ崎労働基準監督署長

岩瀬和夫

4月1日付けをもちまして龍ヶ崎労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

署長室の窓から外を見ると、広い畑の向こうに住宅街が広がっており、空も広く、落ち着いた雰囲気の中で執務が行える龍ヶ崎労働基準監督署で勤務ができることを大変うれしく思っております。

私は千葉労働局管内の労働基準監督署での勤務が多く、茨城労働局管内の労働基準監督署での勤務は初めてでございます。

また、最近10年ほどは規模の大きい労働基準監督署での勤務を続けてまいりましたので、まずは龍ヶ崎労働基準監督署及び茨城労働局の管内状況を把握し始めているところでございます。

労働基準監督署を取り巻く現状を見ますと、総合労働相談コーナーにはいじめ・嫌がらせに関する労働相談が数多く寄せられており、脳・心臓疾患及び精神障害による労災請求件数も高水準で推移しております。

また、政府の進める長時間労働の是正の取り組みの一環として、監督指導の強化が求められております。

一方、龍ヶ崎労働基準監督署管内の平成27年の休業4日以上労働災害発生件数は426件であり、5名の尊い命が労働災害により失われており、第12次労働災害防止計画の目標達成が危ぶまれる状況となっております。

このような状況の中、「仕事が原因で人の命が失われることは本来一件もあってはならず撲滅し

なくてはならない」という決意をもって、茨城県のすべての人が安全で安心して働ける職場環境の実現のため職務を遂行してまいります。

会員事業場の皆様には引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



鹿嶋労働基準監督署長

小室順

4月1日付けをもちまして鹿嶋労働基準監督署長を拝命いたしました。鹿嶋署勤務は初めてとなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

3月まで筑西署に勤務し、1年という短い期間でしたが大変お世話になりました。

管内に海がない筑西署から鹿嶋署に赴任し、海沿いにはコンビナートなどの工場と多くのクレーンが立ち並ぶ情景をみますと、新たな行政経験が積めるのではないかと新鮮な思いがいたします。

さて、鹿嶋署管内の休業4日以上平成27年の労働災害件数は前年の1件減の270件と、ここ数年減少しておらず、死亡災害は4件発生し、前年は14件発生しております。

そのため死亡災害の撲滅と平成28年の発生件数を平成27年の15%減となるよう労働災害防止に取り組んでいきたいと考えております。

また、過重労働やパワーハラスメントにより健康障害や精神障害となったという労災請求や相談等が寄せられる状況にあり、長時間労働の抑制やパワーハラスメントの防止も重要な課題であると考えております。

職場における労働関係法令の遵守はもとより、労働者の方々が安心して快適に働くことができる職場作りを目指して、職員一丸となって邁進していきたいと考えておりますので、会員の皆様方にはお世話になるとと思いますが、一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

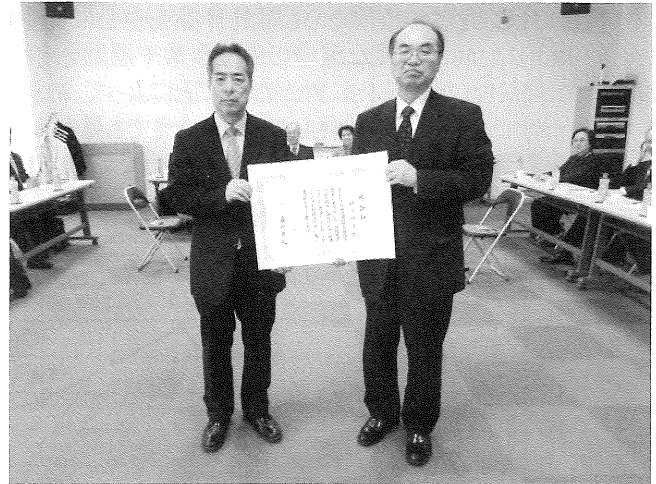
最後になりましたが、皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。

# 茨城地方最低賃金審議会委員に 厚生労働大臣感謝状の授与

茨城地方最低賃金審議会の労働者側代表委員として最低賃金の審議に関わってこられた、労働組合であるJAM北関東副書記長兼茨城県連事務局長 諸岡 輝幸氏が平成27年度をもって退任することとなりました。

諸岡委員は平成13年4月1日に審議会委員に就任してから平成28年3月31日までの15年間、最低賃金審議会の運営に多大な貢献をされ、労働者側の代表としてだけでなく、審議会の場での長年の経験に基づいた発言は他の委員から信頼され、大きな役割を担ってきました。

永年のこれらの功績に対して、厚生労働大臣より感謝状が授与され、茨城労働局長から伝達されました。



## 家内労働安全衛生指導結果

茨城労働局では、家内労働者の労働条件の向上を図るため、社会保険労務士の資格を持つ2名に家内労働安全衛生指導員を委嘱しています。

家内労働安全衛生指導員は、家内労働者に内職を頼んでいる委託者の皆様のもとにお伺いし、家内労働法に定められた「家内労働手帳の交付、法定帳簿の備付け、最低工賃の適正な支払い」などが遵守されているか確認し、違反している場合は、改善指導しています。

また、家内労働者が危険な機械類や有機溶剤などの化学物質を使用していれば、安全かつ健康に害がないよう適切な管理・取扱いがなされているか点検し問題がある場合には改善指導をしています。

茨城県の家内労働概況及び改善指導結果は以下のとおりです。

茨城県労働局賃金室 TEL 029-224-6216

### 1 家内労働概況 (平成27年11月1日現在)

平成27年11月1日現在での委託者数は169人です。また、同時期の家内労働者数は2,438人です。

### 2 改善指導結果 (平成28年3月31日現在)

指導実施年度	24	25	26	27	
指導実施件数	40	40	40	40	
要改善率(%)	47.5	32.5	45.0	30.0	
違反条文	第3条 手帳の交付	15	11	14	11
	第6条 工賃の支払	1	0	1	2
	第14条 最低工賃の効力	1	1	0	0
	第26条 届出	10	7	8	3
	第27条 帳簿の備付	3	0	4	3

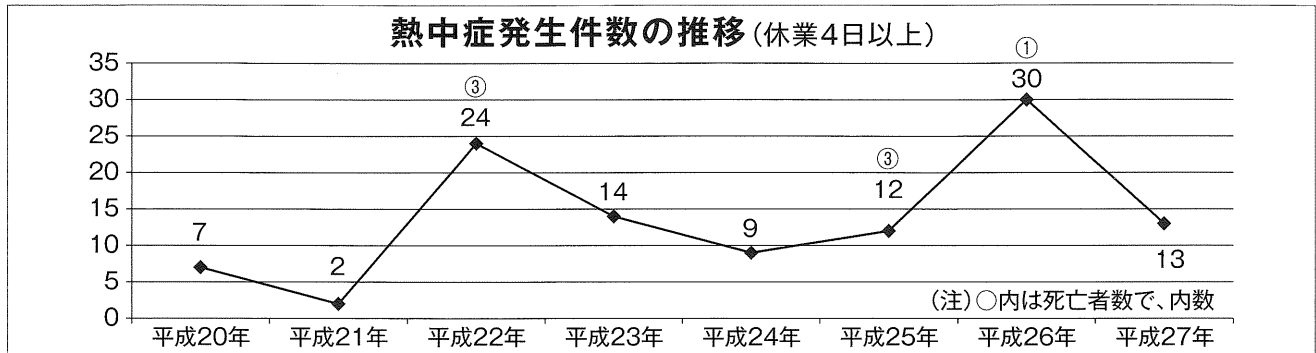
# 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿の環境では、熱中症が多発しています。職場の熱中症予防に努めましょう！

茨城県内の熱中症による休業4日以上<sup>①</sup>の死傷者は、平成20年以降では、一昨年の30人が過去最高となっています。特に、死亡災害の事例からも屋外作業を中心に発生しています。

「熱中症」は、高温多湿な環境の中で作業や運動をすることにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こす病気です。

屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症の予防のためにWBGT値を活用したり、労働衛生教育によって、労働者のための熱中症予防対策を行いましょう。



## 茨城県内の熱中症による死亡災害事例 (平成25年・26年)

発生月	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	災 害 の 概 要
平成25年 7月 14～15時	土工 50歳代 33年	道路建設 工事業	道路工事現場において、草刈作業を行っていたところ、気分が悪くなり病院に搬送されたが熱中症により死亡した。
平成25年 8月 16～17時	作業者・技能者 20歳代 0ヵ月	その他の 建設業 —その他	午前8時から、芝畑において手作業での除草作業を行っていたところ、午後4時50分頃に熱中症で倒れているところを発見されたが9日後、搬送先の病院で死亡した。 当日の最高気温は36度、湿度は50～60%。
平成25年 8月 14～15時	運転者 30歳代 1ヵ月	その他の 小売業	被災者は、生コン車(4トン)を運転して工事現場に向かい、生コンを納品した後の汚れた道路を清掃していたが、その後、熱中症と思われる症状で道路上に倒れ死亡した。
平成26年 7月 14～15時	土工 50歳代 33年	道路建設 工事業	道路工事現場において、草刈作業を行っていたところ、気分が悪くなり病院に搬送されたが熱中症により死亡した。

# 熱中症予防対策

## 1 作業環境管理

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 水・冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。
- たとえ温度が低くても、湿度が高い場合には熱中症になるおそれがあることに注意しましょう。
- 暑さ指数(WBGT値)を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿な作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。

※ 暑さ指数(WBGT値)とは①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指数で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。

## 2 作業管理

- WBGT値、作業の状況に応じて、作業の休止時間・休憩時間の確保、連続作業時間の短縮、身体作業強度が高い作業の回避、作業場所の変更等の対策を講じましょう。
- 計画的に熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けましょう。
- のどの渇きを感じなくても、定期的な水分・塩分の摂取を行うよう指導し、チェック表、作業中の巡視における確認などにより、摂取を徹底しましょう。
- 透湿性、通気性の良い服装をさせましょう。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、定期的に水分・塩分を摂取しているか、健康状態に異常はないかを確認しましょう。

## 3 健康管理

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者に対して、熱中症を予防するための対応が必要であることを知らせ、主治医から熱中症を予防するための対応の指示があった場合は、事業者申し出るよう指導しましょう。
- 作業開始前・作業集の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状※ が現れた場合には、以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。

- ①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
- ②衣服を脱がせ、水などで首、腋の下、足の付け根などを冷やす。
- ③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

※ 熱中症では、以下のような症状が現れます。(Ⅲが最も重症)

- Ⅰ度：めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗
- Ⅱ度：頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感
- Ⅲ度：意識障害、けいれん、手足の運動障害、高温温

## 4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、労働衛生教育を行いましょう。教育内容としては、
  - ①熱中症の症状については、職場における熱中症の特徴や、熱中症が発生する仕組みと症状等について
  - ②熱中症の予防方法については、水分及び塩分の摂取や服装について、健康診断結果に基づく対応や日常の健康管理・健康状態の確認など、熱中症予防対策の事例について
  - ③その他、緊急時の救急処置や熱中症の事例について、労働衛生教育を実施しまょう。

茨城労働局労働基準部健康安全課

# 職場巡視に活用してください!

## 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

熱中症の季節が到来します。当総合支援センターでは「熱中症にレッドカード」を無料で配布しています。ご希望の方は、お電話又はホームページからお申し込みください。

※ 但し、一事業所あたり100枚までとさせていただきます。

TEL 029-300-1221

ホームページ <http://www.ibarakis.johas.go.jp>

熱中症カード

# 企業において募集・採用に携わるすべての方へ 男女均等な採用選考ルール

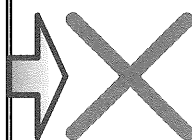
男女雇用機会均等法(以下、「法」といいます)は、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

また、業務上の必要性などの合理的な理由がない場合に、募集・採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、転居を伴う転勤に応じることを要件とすることは、間接差別として禁止されています。

## 性別を理由とする差別

- ①募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること。
- ②募集・採用の条件を男女で異なるものとする。
- ③採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。
- ④募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること。
- ⑤求人内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。

違法



合理的理由ない場合

違法



## 間接差別

- ①募集・採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ②労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

## ◆ 心当たりありませんか？ 早急に見直しをお願いします ◆

前任が女性のため、後任に女性を募集する。	独身寮が男性用しかないので、女性にのみ自宅通勤が可能な者という条件を追加する。
広域にわたり展開する支店等がなく、今後展開する計画もないのに全国転勤を採用要件とする。	「男の意欲が勝負」「女性向きの職種」など、男女いずれかを優遇するような表現で募集する。
会社説明会で、「男性又は女性の採用は少ない」等一方の性の採用に消極的な説明をする。	面接時、女性にだけ子供が生まれた場合の就業継続の意思を質問する。

### ～ 法違反にならないケース～

- I 業務の遂行上、一方の性でなければならない職種等
- II ポジティブ・アクションの取組

上記 I・II に該当するかどうかは個別具体的に判断する必要があるので、下記あてご相談ください。

採用選考ルールについては、茨城労働局雇用環境・均等室指導係 (TEL 029-277-8295) まで



## 全国安全週間準備打合せ日程

第89回全国安全週間を迎えるにあたり、県内各労働基準監督署では、各地区労働基準協会と共催で安全週間の準備期間中に、下記日程により準備打合せを開催いたします。

なお、水戸地区は、9月14日(水)に平成28年度水戸地区産業安全衛生大会を開催の予定です。

署 別	労働基準協会	日 時	会 場
水戸	太田協会	6月 3日(金) 13:30	常陸太田市商工会館大会議室
日立	日立協会	6月 3日(金) 13:30	日立シビックセンター 音楽ホール
土浦	土浦協会	6月10日(金) 13:30	土浦市民会館大ホール
筑西	筑西協会	6月 3日(金) 13:30	茨城県県西生涯学習センター多目的ホール
古河	古河協会	6月 3日(金) 13:30	とねミドリ館
常総	水海道協会	6月 6日(月) 13:00	ポリテクセンター茨城
龍ヶ崎	龍ヶ崎協会	6月 2日(木) 13:45	龍ヶ崎市文化会館
鹿嶋	鹿島協会	6月 3日(金) 13:30	鹿嶋勤労文化会館大ホール

## 受験準備講習会の開催について

平成28年度免許試験の茨城地区出張特別試験は、来たる9月4日(日)水戸市(会場茨城大学)において実施されることになりました。

当連合会等におきましては、下記により受験準備講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。講習の内容は、受験者の立場に立ち、過去の出題傾向から、試験科目の解説を行い、合格のための講習を行いますので、ふるってご参加下さいますようご案内申し上げます。

科 目	開 催 日	会 場	受講料	テキスト代
第一種衛生管理者 [ 各 3 日 間 ]	6月 6日(月)・ 7日(火)・ 8日(水)	中央安全衛生教育センター※1	15,420円	6,696円 (3冊1組)
	6月16日(木)・17日(金)・18日(土)			
	7月 4日(月)・ 5日(火)・ 6日(水)			
	6月21日(火)・22日(水)・23日(木)	土浦市国民宿舎水郷※2		
[ 4 日 間 ]	6月4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)	平成館※3		

科 目	開 催 日	会 場	受講料	テキスト代
第二種衛生管理者 [ 2 日 間 ]	6月13日(月)・14日(火)	中央安全衛生教育センター※1	10,280円	4,536円 (3冊1組)

科 目	開 催 日	会 場	受講料	テキスト代
ガス溶接作業主任者 [ 2 日 間 ]	6月29日(水)・30日(木)	中央安全衛生教育センター※1	10,280円	1,620円 (1冊のみ)

科 目	開 催 日	会 場	受講料	テキスト代
エックス線作業主任者 [ 2 日 間 ]	6月27日(月)・28日(火)	中央安全衛生教育センター※1	10,280円	7,405円 (2冊1組)

詳しくは、(一社)茨城労働基準協会連合会 電話029-225-8881

(※3については(一社)古河労働基準協会 電話0280-31-4176)まで、お問合せください。

※1 中央安全衛生教育センター 所在地：水戸市渋井町堺橋263-1

※2 土浦市国民宿舎水郷 所在地：土浦市大岩田255

※3 平成館 所在地：古河市駒羽根620

# 平成28年度 第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会

主催：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会

平成28年9月4日(日)に水戸市(会場茨城大学)で行われる第一種衛生管理者免許試験(安全衛生技術試験協会出張特別試験)を受験される方を対象として下記の日程で直前対策講習会を開催します。

当連合会が開催している衛生管理者免許試験受験準備講習会の講師を長年務めている経験豊富な講師が模擬試験や出題傾向、重点項目について解りやすく解説する講習会です。

### 記

- 1. 講習会名：第一種衛生管理者模擬試験及び解説講習会
- 2. 開催日時：平成28年7月23日(土) 8時50分～17時00分
- 3. 会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
(水戸市渋井町263-1 国道51号谷田町交差点北側、駐車場有り)
- 4. 受講料：7,560円(税込)  
但し、平成27年4月から平成28年7月までの間、当連合会開催の受験準備講習会を受講した方・申込み済みの方は、4,860円(税込)です。
- 5. 定員：100名(申込期限7月14日、なお、定員になり次第締め切らせて頂きます。)
- 6. カリキュラム・内容

開始時刻8時50分 終了時刻17時00分

時間(目安)	内 容	講 師 等
9:00～10:30	第一種衛生管理者模擬試験(44問)	過去の問題から出題し、試験時間は1時間30分です。 なお、実際の試験時間は3時間です。
10:30～11:00	答案用紙回収・解答配布・自主的確認	
11:00～12:10	労働生理問題解説・ポイント説明	(株)日立製作所水戸健康管理センタ長 医師 中谷 敦
12:10～13:00	昼休憩	
13:00～14:45	労働安全衛生法及び労働基準法 問題解説・ポイント説明	小澤労働安全コンサルタント事務所 所長 小澤 清
14:55～16:40	労働衛生問題解説・ポイント説明	衛生工学衛生管理者 清原 定男
16:40～16:55	採点結果等説明	

…………… 受講予約 FAX 029(227)4507 (切らずに送信してください) ……………

後日、受講申込書を送付いたします。

氏 名	送 付 先	連 絡 先
	〒	

送り先 (一社)茨城労働基準協会連合会 事務局(宮崎・坂本) 電話 029(225)8881  
水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階

ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内  
**第2回 化学物質管理者養成研修会**

(一社)茨城労働基準協会連合会

平成26年4月に労働安全衛生法が改正され、危険有害性がありSDS(安全データシート)交付対象である640種類の化学物質を取り扱っているすべての事業場に対し、本年6月1日からリスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)の実施が義務付けられ、労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく「化学物質のリスクアセスメントに関する指針」では、リスクアセスメントの技術的業務を行う化学物質管理者が位置づけられております。第一線で管理する化学物質管理者(ライン課長・主任・職長等)又は準ずる方を対象に化学物質の基礎知識や化学物質のリスクアセスメント(演習を含む)、関係法令等を学ぶための標記研修会を下記日時に開催します。

記

1. 講習日時：平成28年8月10日(水) 開始時刻 午前8時50分 終了時刻 午後4時15分頃
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
 (水戸市渋井町堺橋263の1 国道51号谷田町交差点北側 駐車場有り)
3. 定員：50名
4. 受講料等：1名につき 8,960円 【受講料6,800円(税込)、テキスト代1冊2,160円(税込)】
5. 研修内容：講師 小川 悟氏
  - ① 化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
  - ② 具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅰ(化学物質の危険性、安全管理等)
  - ③ 具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅱ(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
  - ④ 化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
  - ⑤ 化学物質のリスクアセスメント演習
6. 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFAXでお申込みください。  
 なお、受講料・テキスト代は受講票が届いてから振込みをお願いいたします。  
**振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」**  
 ※ 申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。  
 ◇ テキスト送付希望の方は、送料として580円(茨城県内)加算となります。
7. 申込先：(一社)茨城労働基準協会連合会 TEL 029(225)8881  
 〒310-0801 水戸市桜川2丁目2の35 茨城県産業会館14階
8. 申込期限：平成28年8月3日(水) (先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)  
 …………… 受講申込書 FAX 029(227)4507 (切らずに送信してください) ……………

**第2回 化学物質管理者養成研修会 (申込者1名つき1枚)**

事業所名		協会員 コード番号	
所在地	〒		
担当者所属部署 連絡先 TEL		担当者氏名	
受講者氏名(ふりがな)		生年月日	

※ <テキスト送付希望  ・ テキスト当日渡し  > 該当するに✓を付けてください。

# 労働保険(労災保険・雇用保険・一般拠出金)の 年度更新について

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(これを「保険年度」といいます。)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算いただくという方法をとっています。これが「年度更新」の手続きです。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付を、毎年6月1日から7月10日(平成28年度は7月11日(月))までの間に行っていただくことになります。

なお、平成28年度の雇用保険率が、引き下げられておりますので、概算保険料の算定にご留意願います。

手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがあります。



## 【申告期間】

平成28年6月1日(水)から7月11日(月)まで

労働保険年度更新申告書は、5月末日までに事業場に届くように発送を予定しています。

## 【受理相談会】

7月7日から7月11日においては、県内各地で受理相談会を実施しておりますので、ご利用ください。

日程や会場は、茨城労働局総務部労働保険徴収室または所轄労働基準監督署にお問い合わせください。

なお、相談に当たり、賃金集計表や一括有期事業報告書を事前に作成・持参していただければ、迅速に対応することができます。

## 【提出先】

作成された年度更新申告書は、茨城労働局総務部労働保険徴収室、労働基準監督署または社会保険・労働保険徴収事務センター(年金事務所内)へ提出してください。

なお、銀行や郵便局へ申告書と納付書を切り離さずにお出しになり、同時に、保険料を納付する場合には、申告書(提出用)は納付先の金融機関が預かり、当局あて送付されることとなっています。もし返却された場合はお手数ですが、当局あて提出をお願いします。

## 【年度更新業務の一部外部委託】

年度更新業務のうち、年度更新申告書等関係書類の送付及び年度更新申告書の審査等業務の一部を、民間事業者に委託しております。提出いただいた年度更新申告書の記載内容等を確認する必要がある場合は、民間事業者から電話連絡がありますので、ご承知おきください。ご理解とご協力をお願いいたします。

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局総務部労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 FAX 029-224-6258

## 二次健康診断等給付(労災保険給付)のご指導を…

労災保険では、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必要な保険給付を行うことを主たる目的としていますが、その他に、「二次健康診断等給付」があります。一般健康診断を実施する前に内容を把握していただき、該当する労働者を確認した場合は、ご指導等をお願いします。

### 二次健康診断等給付の概要

二次健康診断等給付は、安衛法第66条第1項または同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの(以下「一次健康診断」といいます。)において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付します。

二次健康診断等給付の対象者は、一次健康診断において、次のすべての検査項目において、「異常の所見」があると診断された労働者が受けることができます。

(1) 血圧検査、(2) 血中脂質検査、(3) 血糖検査、(4) 腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定  
なお、一次健康診断の担当医師により、(1)から(4)の検査項目において異常なしの所見と診断された場合であっても、安衛法第13条第1項に基づき事業所に選任されている産業医(産業医が選任されていない事業場については、地域産業保健センターの医師等)等が診断を受けた労働者の就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、産業医等の意見を優先して、異常の所見があるとみなされます。

### (給付内容)

#### 1. 二次健康診断

- (1) 空腹時血中脂質検査、(2) 空腹時血糖値検査
- (3) ヘモグロビンA1c(エーワンシー)検査(\*一次健診で受けた場合は不可。)
- (4) 負荷心電図検査又は胸部超音波(心エコー検査)のいずれか一方の検査
- (5) 頸部超音波検査(頸部エコー検査)、(6) 微量アルブミン尿検査(\*一次健診で土、土の所見の方のみ可。)

#### 2. 特定保健指導

- (1) 栄養指導、(2) 運動指導、(3) 生活指導

## ～留意点～

### 1 受診医療機関

二次健康診断等給付は、労災病院又は都道府県労働局長が指定する病院もしくは診療所(以下「健診給付医療機関」といいます。)において、直接二次健康診断及び特定保健指導そのものを給付する、いわゆる現物給付方式になります。そのため、受診した労働者は、二次健康診断及び特定保健指導に要する費用を一時的に立替払いして負担する必要はありません。

### 2 給付を受けることができる回数

二次健康診断等給付は、1年度内(4月1日から翌年の3月31日までの間)に1回に限り受けることができます。

なお、一次健康診断を受診した年度と二次健康診断等給付を受ける年度が異なる場合であっても、「給付を請求できる期間」内であれば、二次健康診断等給付を受けることができます。

### 3 給付を受けることができる期間

二次健康診断等給付は、一次健康診断の受診日から3ヶ月以内に請求しなければなりません。

そのため、一次健康診断の受診日から3ヶ月を過ぎて請求した場合、二次健康診断等給付を受けることができません。

ただし、次のようなやむを得ない理由がある場合は除きます。

- (1) 天災地変により請求を行うことができない場合。
- (2) 一次健康診断を行った医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合。

### 4 二次健康診断等給付の請求の際には、次の書類が必要となります。

\* 二次健康診断等給付請求書(様式第16号の10の2)

\* 添付書類

一次健康診断において、二次健康診断等給付の支給要件となる検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたことを証明できる書類(一次健康診断の結果票の写しなどを指したもので、様式は任意です。)を添付しなければなりません。

なお、これらの書類については、給付請求書に記載された一次健康診断の受診年月日及び添付書類が一次健康診断に係るものであることについて、給付請求書の事業主証明欄に事業主の証明を受けることが必要となります。

### 二次健康診断等の結果

二次健康診断等給付の受診結果は、受診した健診給付医療機関から「二次健康診断等の受診結果」(受診者用)により受診者にお知らせします。また、併せて事業主提出用の受診結果についても渡されますので、受診者は、これを事業主に提出することとなります。

# 平成27年 県内の労働災害発生状況より

## 死傷災害は前年より微減(-0.5%) 死亡災害は7名減少

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、県内における平成27年の労働災害発生状況(確定値)を以下のとおり取りまとめました。

この結果、昨年1年間の休業4日以上之死傷者数は、2,870人(前年比-14人、-0.5%)となり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少していますが、平成27年は昨年と比べわずかな減少にとどまりました。

業種別にみると、最も死傷者が多いのは製造業で813人(全体の28.3%)、次いで運輸交通業389人(同13.6%)、商業379人(同13.2%)、建設業350人(同12.2%)の順となっています。

また、事故の型別でみると、製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」が258人(31.7%)で最も多く、次いで「転倒」が135人(16.6%)となっています。建設業では「墜落・転落」122人(34.9%)、「はさまれ・巻き込まれ」52人(14.9%)、運輸交通業では「墜落・転落」が123人(31.6%)、「転倒」が53人(13.6%)、商業では「転倒」103人(27.2%)となっています。

このため、製造業、建設業、運輸交通業、商業等においては、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「転

倒」の減少を図ることが最重要課題となっています。

一方、死亡災害については、前年と比べると7人(17.5%)減少の33人となりました。

業種別にみると、建設業で12人(全体の36.4%)、運輸交通業7人(同21.2%)となっています。

死亡災害の型別では、「墜落・転落」が11人(全体の33.3%)、「交通事故」が7人(同21.2%)の順となっています。

このような状況を踏まえ、茨城労働局では、労働災害の防止を重要な行政課題と位置付けるとともに、平成28年度は第12次労働災害防止5ヶ年計画の4年目となることから、昨年度から取り組んでいる転倒災害防止対策等に引き続き取り組むほか、同計画に基づき、労働災害多発業種における災害防止、運輸交通業、商業等における交通労働災害防止の対策を一層的に推進することとしています。

各事業場におかれましては、危険性又は有害性を洗い出すことによってリスクを低減させるリスクアセスメントの導入等により、労働災害防止を徹底されるようお願いいたします。

**平成27年の県内の労働災害発生状況(確定値)**

業種	区分	平成26年 (1月~12月)		平成27年 (1月~12月)		対前年比	
		死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数	増減率(%)
製造業		838 (9)	29.1	813 (2)	28.3	-25	-3.0
鉱業		4 (1)	0.1	7	0.2	3	75.0
建設業		375 (10)	13.0	350 (12)	12.2	-25	-6.7
運輸交通業		398 (6)	13.8	389 (7)	13.6	-9	-2.3
貨物取扱業		38 (2)	1.3	28 (1)	1.0	-10	-26.3
農林業		57	2.0	49 (2)	1.7	-8	-14.0
畜産・水産業		119 (2)	4.1	153 (1)	5.3	34	28.6
商業		383 (4)	13.3	379 (5)	13.2	-4	-1.0
金融・広告業		15	0.5	24 (1)	0.8	9	60.0
通信業		66	2.3	85	3.0	19	28.8
保健衛生業		169	5.9	185	6.4	16	9.5
接客娯楽業		191 (1)	6.6	169	5.9	-22	-11.5
清掃・と畜業		88	3.1	96 (1)	3.3	8	9.1
その他		143 (5)	5.0	143 (1)	4.9	0	0.0
全産業(合計)		2,884 (40)	100.0	2,870 (33)	100.0	-14	-0.5

( )内は死亡者数で内数

**県内の労働災害発生状況速報**  
(平成28年3月末現在)

業種別	平成28年		前年同期		
計	( 6)	443	( 12)	522	
製造業	( 1)	131	( 0)	184	
鉱業	( 0)	0	( 0)	2	
建設業	( 4)	65	( 7)	54	
内 訳	土 木	( 3)	16	( 1)	14
	建 築	( 1)	32	( 3)	23
	その他	( 0)	17	( 3)	17
運輸交通業	( 1)	60	( 1)	73	
貨物取扱業	( 0)	2	( 1)	5	
農林業	( 0)	5	( 1)	8	
畜産水産業	( 0)	20	( 0)	21	
商 業	( 0)	55	( 2)	68	
その他	( 0)	105	( 0)	107	

(注) ( )内は、死亡者で内数

◎労働保険料の納付について◎  
**「5月は労働保険料滞納整理強化月間です」**

労働保険料は、業務上又は通勤上による労働者の負傷等に対する給付等を行う「労災保険」と、労働者の失業に伴う失業等給付等を行う「雇用保険」の重要な財源となっています。

大部分の皆様が納期限内に納付されていますが、納付を怠っている滞納事業主も一部見受けられます。

期限内に納付された方との公平性を確保するため、茨城労働局と県内の各労働基準監督署では、5月を「労働保険料滞納整理強化月間」として、滞納事業主に対し、電話や訪問による督促、滞納処分等を集中的に行います。

まだ納付がお済みでない方は、至急「納付書」にて金融機関等で納付をお願いします。

事情により納付できない方は、滞納のまま放置せずに、茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は所轄労働基準監督署にご相談ください。

**平成28年死亡災害発生状況**

3月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
3月 11～12時	自動車 運転者 60歳代 12年	ハイヤー・ タクシー業	交通事故 (道路)	客を乗せてタクシーを運転中、信号機のある県道交差点を青信号で直進したところ、右方から進入してきたワゴン車と衝突し死亡した。タクシーの乗客とワゴン車の運転手も被災した。
			乗用車・バス・ バイク	
3月 15～16時	土工 40歳代 20年	道路建設 工事業	交通事故 (道路)	国道の片側2車線の左側の歩道部分において、排水溝の設置工事をしていたところ、走行してきた乗用車にはねられ、2名が死亡、1名が重傷を負った。
	建設機械運転者 60歳代 20年		乗用車・バス・ バイク	

# 講習会のご案内 (5月中旬~6月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
5/16~17・18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/14~15・16・17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/21~22・23・24	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
5/21~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
5/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/30~31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/9~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/22~23	平成館 (古河市)	古河協会
6/28~29	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
5/17~19	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>鉛作業主任者</b>		
6/23~24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>ガス溶接</b>		
5/13~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
5/14~15	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
6/8~9	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/23~24	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
6/23~24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>玉掛け</b>		
5/12~13・15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/13~14・15	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
5/17~18・22・29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/23~24・25・26・27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/26~27・29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
5/26~27・28・29	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/9~10・11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
6/10~11・12	配電盤茨城団地協同組合 (古河市)	古河協会
<b>プレス機械作業主任者</b>		
5/11~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
5/12	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
5/22	平成館 (古河市)	古河協会
6/1	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
6/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
6/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/18	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
6/18	平成館 (古河市)	古河協会
6/30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
<b>ショベルローダー等運転</b>		
5/16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
5/19~20・21・28	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/23~24・25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/23~24・25	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
6/20~21・22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
5/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/2~3	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
6/24	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・龍ヶ崎協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
5/11~12	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/28~29	平成館 (古河市)	古河・筑西協会

<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
6/17~18	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
6/23~24	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
5/21~22	平成館 (古河市)	古河協会
5/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/10~11	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/10~11	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
6/17~18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>足場の組立て、解体等(特例時間短縮3時間)</b>		
6/13	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>特定粉じん作業</b>		
6/8	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
<b>職長教育</b>		
5/11~12	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
5/18~19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/24~25	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
6/6~7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/7~8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/13~14	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
6/15~16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
6/21~22	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/28~29	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
6/1~2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/26	平成館 (古河市)	古河協会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
5/23~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>新入社員安全衛生教育</b>		
6/15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>リスクアセスメント担当者研修(製造業等)</b>		
6/22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
5/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>ゼロ災研修会</b>		
6/20	ポリテクセンター (常総市)	水海道協会
<b>化学物質のリスクアセスメント研修</b>		
6/27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)</b>		
6/6~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/16~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/21~23	土浦市国民宿舎水郷 (土浦市)	連合会
6/4・11・18・25	平成館 (古河市)	古河協会
<b>免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)</b>		
6/13~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)</b>		
6/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)</b>		
6/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478